

野田村定住促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、野田村への定住を目的とする者が住宅を新築若しくは購入する際、住宅用の土地を購入する際若しくは賃貸する際又は空き家住宅所有者が当該物件を改修する際に、予算の範囲内で野田村定住促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、野田村補助金交付規則（昭和43年野田村規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住とは、永住の意思をもって本村に住民登録し、かつ、生活の本拠を村内に置くことをいう。ただし、Uターン者にあつては、村外に5年以上継続して住所を有した後に転入した場合に限るものとする。
- (2) 住宅の新築とは、建築基準法に基づく住宅で、自らが居住するため、自ら又は他人が建築を請け負い、村内に新しく住宅を建築（がけ地近接等危険住宅移転事業補助金又は公共工事等に伴う移転補償により建築する場合を除く。）することをいう。
- (3) 住宅の購入とは、自らが居住するため、売買契約によって村内の住宅を購入（がけ地近接等危険住宅移転事業補助金又は公共工事等に伴う移転補償により購入する場合を除く。）することをいう。
- (4) 居住とは、当該住宅の所在地において、住民基本台帳に登録され、かつ、現に生活の本拠地としていることをいう。
- (5) 空き家住宅とは、現に使用していない住宅で、野田村空き家情報バンク登録台帳に賃貸を目的として登録された住宅をいう。
- (6) 村内施工業者とは、村内に住所を有する事業者等で、住宅新築等の工事を行う者をいう。
- (7) 賃貸住宅とは、賃貸借契約により賃借料を徴収して貸すことを目的とする住宅及びアパートをいう。
- (8) 家賃とは、賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃貸料（管理費、公益費、駐車場使用料等を除く）から勤務先等から支給される住宅手当を除いた月額をいう。

(補助金の種類及び交付対象者)

第3 補助金の種類及び交付対象者は、次のとおりとする。

補助金の種類	交付対象者
住宅建築費及び購入費補助金	申請する者（配偶者を有する場合は配偶者を含む）が平成25年4月1日以降に定住した者で、定住後5年以内に村内に別表に掲げる住宅を新築又は購入し、5年以上にわたり当該住宅の所在地に居住する見込みである者。
住宅用土地購入費補助金	申請する者（配偶者を有する場合は配偶者を含む）が令和5年4月1日以降に村内に住宅用土地を購入し、村へ転入のうえ自らが居住する住宅を新築または購入する見込みである者。
賃貸住宅家賃補助金	申請する者（配偶者を有する場合は配偶者を含む）が平成31年4月1日以降に定住した者で、村内の賃貸住宅に居住する者。ただし、住民登録した日及び賃貸借契約の日がその前後を問わず1年の範囲内であること。（平成31年3月1日から平成31年3月31日までに賃貸住宅に居住する者も特例として認めるものとする。）
空き家住宅改修費補助金	平成25年4月1日以降に本村の空き家情報バンクに賃貸を目的として登録した家屋を改修しようとする者で、5年以上にわたり賃貸住宅として使用する見込みである者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としないものとする。

- (1) 賃貸又は売却を目的として住宅を建築した者
- (2) 申請者及びその世帯員に村税その他義務的納金の滞納がある者
- (3) 過去に前項の補助金の種類で定める同種の補助金の交付を受けたことがある者。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（以下「生活保護」という。）を受けている者

（補助対象要件及び補助金額）

第4 補助対象要件及び補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 住宅建築費及び購入費補助金

補助対象要件		補助金の額
基本額	住宅を新築又は購入した場合	新築又は購入費用の10分の1以内の額。ただし、50万円を限度とする。 (算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。)
加算額	主たる生計維持者又はその配偶者が18歳以上45歳未満である場合	20万円
	世帯員に義務教育終了前の子を有する場合	1人につき10万円。ただし、30万円を限度とする。
	主たる生計維持者がIターン者又はJターン者である場合	20万円
	村内施工業者に依頼し、住宅を新築した場合	30万円

(2) 住宅用土地購入費補助金

補助対象要件	補助金の額
住宅用の土地を購入した場合	購入費用の3分の1以内の額。ただし、100万円を限度とする。(算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。)

(3) 賃貸住宅家賃補助金

補助対象要件		補助金の額
基本額	賃貸住宅に居住する場合	月 家賃の3分の1の額。ただし、1万5千円を限度とする。(算出した補助金の額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
加算額	次のいずれかに該当する場合(村営住宅に入居している場合を除く。) ア 世帯員に義務教育終了前の子を有する場合	月 家賃の3分の1の額。ただし、5千円を限度とする。(算出した補助金の額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

	イ ひとり親世帯(18歳到達後4月2日を迎える前の子を持つ世帯)	
--	----------------------------------	--

(4) 空き家住宅改修費補助金

補助対象要件	補助金の額
空き家住宅の台所、便所、浴室、その他村長が必要と認めた箇所を改修した場合	改修費用の10分の1以内の額。ただし、50万円を限度とする。(算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。)

(交付の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅建築費及び購入費補助事業については居住した日が属する月の翌月末日までに、住宅用地購入費補助事業については住宅の新築又は購入の契約を取り交わした日が属する月の翌月末日までに、賃貸住宅家賃補助事業については住民登録した日又は賃貸した住宅に係る賃貸借契約の日のいずれか遅い日(以下「支給開始日」という。)が属する月の翌月末日までに、空き家住宅改修費補助事業については着手する前に野田村定住促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。ただし、賃貸住宅家賃補助事業について前年から引き続き補助金の交付を受けようとする者は、毎年4月末日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

補助金の種類	提出書類及び添付書類
住宅建築費及び購入費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 新築又は購入の費用を証明する契約書の写し(共通) 2 登記簿謄本又は引渡通知書(共通) 3 建築確認申請書の写し(建築の場合) 4 工事写真及び完成写真(建築の場合) 5 住宅の写真(購入の場合) 6 住宅の位置図(共通) 7 その他村長が必要と認める書類
住宅用地購入費補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の売買契約書(金額がわかるもの) 2 土地の購入が確認できる書類(領収書等)

	3 土地の登記事項証明書（全部事項証明書） 4 住宅の新築又は購入の意思が確認できる書類（契約書等） 5 その他村長が必要と認める書類
賃貸住宅家賃補助金	1 賃貸借契約書の写し 2 賃貸住宅の位置図 3 その他村長が必要と認める書類
空き家住宅改修費補助金	1 改修の箇所を明らかにした設計図等 2 対象経費の内訳が記載された書類（見積書等の写し） 3 住宅の現況の写真 4 その他村長が必要と認める書類

（交付決定）

第6 村長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、野田村定住促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 賃貸住宅家賃補助金は、4月分から9月分までを上半期、10月分から3月分までを下半期として各半期において要件を満たした月分から算定し、支給開始日の属する月から起算して36月に至るまでの期間を交付対象期間とする。なお、各期末時点において第3に掲げる要件のいずれかを欠いている場合は、当該半期分は全額交付の対象としない。

3 新たに賃貸住宅を借り上げたときは、その翌月分から補助金の対象とする。

（事業の変更等）

第7 申請者は、交付決定の通知を受けた後において事業の変更、中止又は廃止をしようとするときは、野田村定住促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、第1項の規定により事業の変更、中止又は廃止の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、事業の変更、中止又は廃止を認めたときは、野田村定住促進事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（事業実績の報告）

第8 申請者は、空き家住宅改修費補助事業が完了したときは、野田村定住促進事業実績報告書（様式第5号）を速やかに村長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

補助金の種類	提出書類及び添付書類
空き家住宅改修費補助金	1 対象経費の支払いを証する書面及び領収書の写し 2 工事写真及び完成写真 3 その他村長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第9 第6の規定による補助金の交付決定を受けた者、又は空き家住宅改修費補助事業において第8の規定による報告を完了した者は、野田村定住促進事業費補助金交付請求書（様式第6号）により村長に補助金の請求をするものとする。

2 賃貸住宅家賃補助事業における前項による請求は、上半期分を10月31日までに、下半期を4月30日までに行うものとする。

3 前項による請求には、次に掲げる書類を添付するものとする。

補助金の種類	提出書類及び添付書類
賃貸住宅家賃補助金	1 家賃の支払いを証する書面又は領収書の写し 2 その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10 村長は、補助金の交付請求があったときは、当該書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、事業が補助金交付の決定の内容に適合すると認めたときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第11 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、野田村定住促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金を受けた後、5年以内に村外へ転出したとき。（住宅建築及び購入の場合。なお、住宅用の土地を購入した後、定住に至らなかった場合も含む。）
- (2) 申請者及びその世帯員が村税その他義務的納金を滞納したとき。（住宅賃貸の場合）
- (3) 賃貸借契約を解除したとき。（住宅賃貸の場合）

- (4) 生活保護を受けたとき。（住宅賃貸の場合）
- (5) 補助金を受けた後、5年以内に賃貸住宅として使用しなくなったとき。ただし、賃貸後に借主に売却した場合はこの限りではない。（空き家住宅改修の場合）
- (6) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (7) 村長が特に必要と認めたとき。

（補助金の返還）

第12 村長は、第11の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、野田村定住促進事業費補助金返還命令書（様式第8号）によりその返還を求めるものとする。

（補助事業の対象外）

第13 次の各号のいずれかに該当する住宅は、この補助事業の適用を受けることができない。ただし、賃貸住宅家賃補助事業を除く。

- (1) 過去に空き家住宅改修費補助金の交付対象となった住宅
- (2) 野田村住宅リフォーム事業奨励金交付要綱（平成18年野田村告示第16号）に規定する奨励金の交付対象となった住宅

（補則）

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成25年11月22日告示第73号）

平成25年4月1日から適用する。

前 文（抄）（平成26年8月20日告示第53号）

平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年2月29日告示第81号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱の施行前にされた処分その他の行為に係るものについては、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成29年12月5日告示第58号）

平成30年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成31年3月6日告示第10号)

平成31年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (令和2年3月4日告示第7号)

令和2年4月1日から施行する。

前 文 (抄) (令和3年3月3日第6号)

令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3関係)

	補助の対象になるもの	補助の対象にならないもの
1 専用住宅	延床面積50㎡以上のもので、右欄のいずれにも該当しないもの	1 村内に自己所有の住宅を有している者が立て替える場合、又は新たに新築する場合
2 併用住宅	住宅部分の面積割合が2分の1以上、かつ住居部分の延床面積が50㎡以上のもので、右欄のいずれにも該当しないもの	2 アパート、賃貸住宅等の営業を目的とした住宅 3 個人以外の法人等が取得した住宅 4 持ち分が2分の1未満の住宅